

○国土交通省令第八十一号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十二号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第二百九十八号）の施行に伴い、並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則及び移動等円滑化のために必要な道路の占有に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十九日

国土交通大臣 石井 啓一

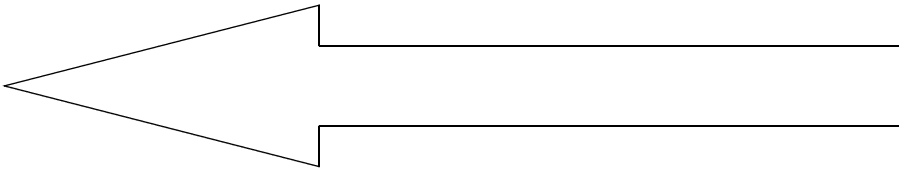
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則及び移動等円滑化のために必要な道路の占有に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる

規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	(特定路外駐車場の設置等の届出) 第七条 法第十二条第一項本文の規定による届出は、第一号様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しうとする事項に係る図面をもって足りる。 一 (略) 二 次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図 イ (略) ロ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設（移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十二号）第二条第一項に規定する路外駐車場車椅子使用者用駐車施設をいう。次項において同じ。）、路外駐車場移動等円滑化経路（同令第三条第一項に規定する路外駐車場移動等円滑化経路をいう。次項において同じ。）その他の主要な施設 2 法第十二条第一項ただし書の主務省令で定める書面は、第二号様式により作成した届出書及び路外駐車場車椅子使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設を表示した縮尺二百分の一以上の平面図とする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しうとする事項に係る図面をもって足りる。 (特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請) 第八条 法第十七条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第三号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。
改正前	(特定路外駐車場の設置等の届出) 第七条 法第十二条第一項本文の規定による届出は、第一号様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しうとする事項に係る図面をもって足りる。 一 (略) 二 次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図 イ (略) ロ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設（移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十二号）第二条第一項に規定する路外駐車場車椅子使用者用駐車施設をいう。次項において同じ。）、路外駐車場移動等円滑化経路（同令第三条第一項に規定する路外駐車場移動等円滑化経路をいう。次項において同じ。）その他の主要な施設 2 法第十二条第一項ただし書の主務省令で定める書面は、第二号様式により作成した届出書及び路外駐車場車椅子使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設を表示した縮尺二百分の一以上の平面図とする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しうとする事項に係る図面をもって足りる。 (特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請) 第八条 法第十七条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第三号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類	(略)	配置図	各階平面図
明示すべき事項	(略)	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、特定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあつては、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに令第十一条第二号に規定する点状ブロック等（以下単に「点状ブロック等」という。）及び令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等（以下単に「線状ブロック等」という。）の位置、敷地内の車路及び車寄せの位置、駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅並びに案内設備の位置	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、特定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、

図書の種類	(略)	配置図	各階平面図
明示すべき事項	(略)	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、特定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあつては、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに令第十一条第二号に規定する点状ブロック等（以下単に「点状ブロック等」という。）及び令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等（以下単に「線状ブロック等」という。）の位置、敷地内の車路及び車寄せの位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅並びに案内設備の位置	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、特定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、

(略)	
(略)	階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車椅子使用者用便房のある便所、令第十四条第一項第二号に規定する便房のある便所、腰掛便座及び手すりの設けられた便房（車椅子使用者用便房を除く。以下この条において同じ。）のある便所、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所並びにこれら以外の便所の位置、車椅子使用者用客室の位置、駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅、車椅子使用者用浴室等（高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第十三条第一号に規定するものをいう。以下この条において同じ。）の位置並びに案内設備の位置

(略)	
(略)	階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車いす使用者用便房のある便所、令第十四条第一項第二号に規定する便房のある便所、腰掛便座及び手すりの設けられた便房（車いす使用者用便房を除く。以下この条において同じ。）のある便所、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所並びにこれら以外の便所の位置、車いす使用者用客室の位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅、車いす使用者用浴室等（高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第十三条第一号に規定するものをいう。以下この条において同じ。）の位置並びに案内設備の位置

図 詳細 構造		
便所		(略)
浴室等		(略)
縮尺及び車椅子使用者用便房のある便所の構造、車椅子使用者用便房、令第十四条第一項第二号に規定する便房並びに腰掛便座及び手すりの設けられた便房の構造並びに床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の構造		
縮尺及び車椅子使用者用浴室等の構造		

（法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準）

第十三条 法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準は、次のとおりとする。

一 専ら車椅子使用者の利用に供するエレベーターの設置に係る特定建築物の壁、柱、床及びはりは、当該エレベーターの設置後において構造耐力上安全な構造であること。

二 (略)

（法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準）

第十四条 法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準は、次のとおりとする。

一 エレベーターのかご内及び乗降ロビーには、それぞれ、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。この場合において、乗降ロビーに設ける制御装置は、施錠装置を有す

図 詳細 構造		
便所		(略)
浴室等		(略)
縮尺、車いす使用者用便房のある便所の構造、車いす使用者用便房、令第十四条第一項第二号に規定する便房並びに腰掛便座及び手すりの設けられた便房の構造並びに床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の構造		
縮尺及び車いす使用者用浴室等の構造		

（法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準）

第十三条 法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準は、次のとおりとする。

一 専ら車いす使用者の利用に供するエレベーターの設置に係る特定建築物の壁、柱、床及びはりは、当該エレベーターの設置後において構造耐力上安全な構造であること。

二 (略)

（法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準）

第十四条 法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準は、次のとおりとする。

一 エレベーターのかご内及び乗降ロビーには、それぞれ、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。この場合において、乗降ロビーに設ける制御装置は、施錠装置を有す

る覆いを設ける等当該制御装置の利用を停止することができる
構造とすること。

二 エレベーターは、当該エレベーターのかご及び昇降路のすべ
ての出入口の戸に網入ガラス入りのはめごろし戸を設ける等
により乗降ロビーからかご内の車椅子使用者を容易に覚知できる
構造とし、かつ、かご内と常時特定建築物を管理する者が勤務
する場所との間を連絡することができる装置が設けられたもの
とすること。

（令第二十五条第一号柱書の国土交通省令で定める経路）

第十四条の二 令第二十五条第一号柱書の国土交通省令で定める経
路は、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及
び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百
十一号。以下「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第四
条第一項に規定する移動等円滑化された経路（令第二十五条第一
号に規定する生活関連旅客施設に隣接するものとの間の経路を除
く。）とする。

（令第二十五条第一号口及び第二号口の国土交通省令で定める一
般交通用施設）

第十四条の三 令第二十五条第一号口の国土交通省令で定める生活
関連経路を構成する一般交通用施設は、次の各号に掲げる施設と
する。

- 一 生活関連経路を構成する道路法（昭和二十七年法律百八十号）
による道路
- 二 前号に掲げるもののほか、生活関連経路を構成する道路法に
よる道路に接し、かつ、令第二十五条第一号柱書の生活関連旅
客施設の出入口に接する一般交通用施設のうち、移動等円滑化
の措置がとられ、又はとられると見込まれるものと認めて、市
町村が移動等円滑化促進方針において指定するもの

る覆いを設ける等当該制御装置の利用を停止することができる
構造とすること。

二 エレベーターは、当該エレベーターのかご及び昇降路のすべ
ての出入口の戸に網入ガラス入りのはめごろし戸を設ける等
により乗降ロビーからかご内の車椅子使用者を容易に覚知できる
構造とし、かつ、かご内と常時特定建築物を管理する者が勤務
する場所との間を連絡することができる装置が設けられたもの
とすること。

（新設）

（新設）

2 令第二十五条第二号口の国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、同号柱書の生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設（道路法による道路を除く。）のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられると見込まれるものと認め、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するものとする。

（令第二十五条第二号柱書に規定する市町村による指定）

第十四条の四 令第二十五条第二号柱書の市町村が行う指定は、同号イに掲げる施設の出入口又は同号ロに掲げる施設の出入口その他の通行の用に供する部分に接する部分であつて、生活関連旅客施設を利用する高齢者、障害者等が通常利用する部分について、移動等円滑化促進方針において行わなければならない。

（行為の届出）

第十四条の五 法第二十四条の六第一項の規定による届出は、第五号の二様式により作成した届出書に次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ次に定める書類又は図面を提出して行うものとする。

一 令第二十五条第一号に掲げる行為 行為の内容を示す旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面

二 令第二十五条第二号に掲げる行為 平面図、縦断面図、横断面図その他必要な図面

第十四条の六 法第二十四条の六第一項の主務省令で定める事項は、行為をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに行為の完了予定日とする。

（変更の届出）

第十四条の七 法第二十四条の六第二項の国土交通省令で定める事

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が令第二十五条各号に掲げる行為に該当しなくなるもの以外のもの（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのない意匠の変更その他の軽微な変更を除く。）とする。

第十四条の八 法第二十四条の六第二項の規定による届出は、第五

号の三様式による変更届出書を提出して行うものとする。

2 第十四条の五の規定は、前項の届出について準用する。

（施設設置管理者による市町村に対する情報の提供）

第十四条の九 公共交通事業者等及び道路管理者は、法第二十四条の八第一項の規定による市町村の求めがあったときは、旅客施設及び特定道路に関し、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な設備の有無及びその設置箇所その他の高齢者、障害者等が旅客施設及び特定道路を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供しなければならない。

2 市町村は、前項の提供を求めるときは、提供の対象となる旅客施設及び特定道路の範囲、提供すべき事項、提供の様式、提供の期限その他必要な事項を明示するものとする。

第十四条の十 路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は

、法第二十四条の八第二項の規定による市町村の求めがあったときは、特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物に関し、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な設備の有無及びその設置箇所その他の高齢者、障害者等が特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供するように努めなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

2 市町村は、前項の提供を求めるときは、提供の対象となる特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物の範囲、提供すべき事項、提供の様式、提供の期限その他必要な事項を明示するものとする。

（移動等円滑化実績等報告書）

第二十三条 公共交通事業者等は、毎年五月三十一日までに、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の中欄に掲げる地方支分部局の長に、同表の下欄に掲げる様式による移動等円滑化実績等報告書を提出しなければならない。

一〇三（略）	（略）	（略）
四 法第二条第四号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者のうち専用バスターミナル（自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三十六号）第二条第七項に規定する専用バスターミナルをいう。以下同じ。）を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長	第十一号様式及び第十二号様式
五 法第二条第四号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業者のうち福祉タクシー車両（公共交通移動等円滑化基準省令第一条第一項第十三号に規定する福祉タクシー車両をいう。以下同じ。）をその事業の用に供しているもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長	第十三号様式

（移動等円滑化実績等報告書）

第二十三条 公共交通事業者等は、毎年五月三十一日までに、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の中欄に掲げる地方支分部局の長に、同表の下欄に掲げる様式による移動等円滑化実績等報告書を提出しなければならない。

一〇三（略）	（略）	（略）
四 法第二条第四号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者のうち自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三十六号）による専用バスターミナルを設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長	第十一号様式及び第十二号様式
五 法第二条第四号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業者のうち福祉タクシー車両（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。以下「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長	第十三号様式

			六〇十二 (略)	(権限の委任) 第二十六条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次の表の権限の欄に掲げるものは、それぞれ同表の地方支分部局の長の欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。	権限		
						(略)	
						(略)	
三〇 法第二十四条の六 第五項の勧告			(略)		地方支分部局 の長		
イ 法第二十五条イに掲げる施設のうち鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は法第二十五条ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの			(略)				
ロ 法第二十五条ニに掲げる施設（当該施設			(略)				
当該施設の所在地を管轄す			(略)				

				〔第一条第一項第十三号に規定する福祉タクシー車両をいう。以下同じ。〕をその事業の用に供しているもの	六〇十二（略）	
						（略）
				〔第二十六条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次の表の権限の欄に掲げるものは、それぞれ同表の地方支分部局の長の欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。〕	（権限の委任）	
		（新設）	一・二（略）	権限		
（新設）		（新設）	（略）			地方支分部局の長
（新設）		（新設）	（略）			

				四 法第二十九条第一項の申請の受理、同条第二項の認定、同条第三項の変更の認定及び同条第五項の認定の取消し	
ロ、ホ（略）	イ 法第二条第五号イに掲げる施設のうち鉄道事業者法第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	ニ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの	ハ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	る地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）	る地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
（略）		当該施設の所在地を管轄する地方航空局長	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長		

				三 法第二十九条第一項の申請の受理、同条第二項の認定、同条第三項の変更の認定及び同条第五項の認定の取消し	
ロ、ホ（略）	イ 法第二条第五号イに掲げる施設のうち鉄道事業者法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

五 (略)	六・七 (略)	(略)	(略)
2 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、<u>法第二十四条の二第八項の助言（法第二十五条第十項において準用する場合を含む。）に係るもの並びに法第五十三条第一項の規定による報告、立入検査及び質問に係るものは、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）</u>、地方航空局長、運輸支局長及び海事事務所長も行うことができる。	3 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、<u>法第二十四条の六第五項の勧告に係るもの（道路管理者に係るものに限る。）</u>は、地方整備局長及び北海道開発局長も行うことができる。	4 (略)	
四 (略)	五・六 (略)	(略)	(略)
2 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、<u>法第二十五条第十二項の助言に係るもの並びに法第五十三条第一項の規定による報告、立入検査及び質問に係るものは、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）</u>、地方航空局長、運輸支局長及び海事事務所長も行うことができる。	3 (新設) (略)		

第一号様式（第七条第一項関係）

第1号様式（第7条第1項関係）

（日本工業規格A列4番）

特定路外駐車場設置（変更）届出書					年	月	日
題 特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所							
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項本文の規定により、次のように届け出ます。							
1 駐車場の名称							
2 駐車場の位置							
3 駐車場の区域の面積		平方メートル					
イ 駐車場の用に供する部分の面積		a 駐車場の用に供する部分の面積		一般公共の用に供する部分		平方メートル (駐車台数 台)	
		b 車路等の面積		それ以外		平方メートル (駐車台数 台)	
						平方メートル	
4 路外駐車場車椅子使用者用駐車場設置 台							
路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値							
イ 特殊の装置の有無		a 号		b 特殊の装置の名称等			
必要等 移動等 構内 造形 及び 化の 設た 備め に		特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要					

第一号様式（第七条第一項関係）

第1号様式（第7条第1項関係）

（日本工業規格A列4番）

特定路外駐車場設置（変更）届出書					年	月	日
題 特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所							
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項本文の規定により、次のように届け出ます。							
1 駐車場の名称							
2 駐車場の位置							
3 駐車場の区域の面積		平方メートル					
イ 駐車場の用に供する部分の面積		a 駐車場の用に供する部分の面積		一般公共の用に供する部分		平方メートル (駐車台数 台)	
		b 車路等の面積		それ以外		平方メートル (駐車台数 台)	
						平方メートル	
4 路外駐車場車いす使用者用駐車場施設 台							
路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値							
イ 特殊の装置の有無		a 号		b 特殊の装置の名称等			
必要等 移動等 構内 造形 及び 化の 設た 備め に		特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要					

5	従業員数	
6	供用開始（予定）日	

備考

- 一 特定路外駐車場変更届出書にあつては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 3のロのa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車のために供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 三 3のロのb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車のために供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 四 4のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 五 4のロのa欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 六 4のロのb欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者を記載すること。

5	従業員数	
6	供用開始（予定）日	

備考

- 一 特定路外駐車場変更届出書にあつては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 3のロのa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車のために供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 三 3のロのb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車のために供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 四 4のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 五 4のロのa欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 六 4のロのb欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者を記載すること。

第二号様式（第七条第二項関係）

第2号様式（第7条第2項関係）

（日本工業規格A列4番）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づ
く、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

路外駐車場（高齢者等利用駐車場）設置		有
路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値		
必要移動		
構造等		
特殊	イ 特殊の設置の有無	認定の番号
特殊	コ 特殊の設置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要	特殊の設置の名称等

備考
一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を本書すること。
二 「特殊の設置」イ欄においては、特殊の設置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
三 「特殊の設置」ロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の設置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
四 「特殊の設置」ロの「特殊の設置の名称等」欄においては、用いる特殊の設置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

第二号様式（第七条第二項関係）

第2号様式（第7条第2項関係）

（日本工業規格A列4番）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づ
く、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

路外駐車場（高齢者等利用駐車場）設置		有
路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値		
必要移動		
構造等		
特殊	イ 特殊の設置の有無	認定の番号
特殊	コ 特殊の設置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要	特殊の設置の名称等

備考
一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を本書すること。
二 「特殊の設置」イ欄においては、特殊の設置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
三 「特殊の設置」ロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の設置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
四 「特殊の設置」ロの「特殊の設置の名称等」欄においては、用いる特殊の設置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

第三号様式（第八条関係）

第3号様式（第8条関係）（日本工業規格A列4番）

（第一面）
認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

印

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項の規定に基づき、
特定建築物の建築等及び維持保全の計画について認定を申請します。この申請書及び添付
図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を目署で行う場合において
は、押印を省略することができます。

第三号様式（第八条関係）

第3号様式（第8条関係）（日本工業規格A列4番）

（第一面）
認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

印

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項の規定に基づき、
特定建築物の建築等及び維持保全の計画について認定を申請します。この申請書及び添付
図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を目署で行う場合において
は、押印を省略することができます。

1 特定建築物及びその敷地に関する事項 (第二面)

[地名地番]			
[延べ面積]	㎡		
[敷地面積]	㎡		
[建築面積]	㎡		
[建築物の階数]	階		
[構造方法]	造	一部	造
[主要用途]			
[用途別床面積]			
用途 ()	床面積 ()	階 ()	()
()	()	(㎡)	()
()	()	(㎡)	()
()	()	(㎡)	()
()	()	(㎡)	()
[建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分]			
[工事種別]			
[確認の特例]			
法第 17 条第 4 項の規定による適合通知を受ける旨の申出の有無<有・無>			

(注意)

1. [主要用途] 及び [用途別床面積] の欄には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 4 条及び第 5 条の用途の区分に従い用途をできるだけ具体的に記入するとともに、それぞれの用途に出る部分の床面積を記入してください。また、(階) の部分には、当該用途の部分がある階 (複数の階に及ぶ場合はそのすべての階) を記入してください。

2. [建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分] の欄には、法第 19 条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積 (認定特定建築物の延べ面積の 10 分の 1 を限度とする。) を記入してください。また、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。

3. [工事種別] の欄には、「新築」、「増築」、「改築」、「用途変更」、「修繕」又は「模様替」のうち該当するものを記入してください。

4. [確認の特例] の欄には、認定の申請に併せて、建築基準法第 6 条第 1 項 (同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。) の確認申請書提出して適合通知を受けることを申し出る場合においては「有」を○印で囲み、申し出ない場合においては、「無」を○印で囲んでください。

1 特定建築物及びその敷地に関する事項 (第二面)

[地名地番]			
[延べ面積]	㎡		
[敷地面積]	㎡		
[建築面積]	㎡		
[建築物の階数]	階		
[構造方法]	造	一部	造
[主要用途]			
[用途別床面積]			
用途 ()	床面積 ()	階 ()	()
()	()	(㎡)	()
()	()	(㎡)	()
()	()	(㎡)	()
()	()	(㎡)	()
[建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分]			
[工事種別]			
[確認の特例]			
法第 17 条第 4 項の規定による適合通知を受ける旨の申出の有無<有・無>			

(注意)

1. [主要用途] 及び [用途別床面積] の欄には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 4 条及び第 5 条の用途の区分に従い用途をできるだけ具体的に記入するとともに、それぞれの用途に出る部分の床面積を記入してください。また、(階) の部分には、当該用途の部分がある階 (複数の階に及ぶ場合はそのすべての階) を記入してください。

2. [建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分] の欄には、法第 19 条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積 (認定特定建築物の延べ面積の 10 分の 1 を限度とする。) を記入してください。また、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。

3. [工事種別] の欄には、「新築」、「増築」、「改築」、「用途変更」、「修繕」又は「模様替」のうち該当するものを記入してください。

4. [確認の特例] の欄には、認定の申請に併せて、建築基準法第 6 条第 1 項 (同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。) の確認申請書提出して適合通知を受けることを申し出る場合においては「有」を○印で囲み、申し出ない場合においては、「無」を○印で囲んでください。

2 建築物特定施設の構造及び配置に関する事項

① 出入口

	平面図 番号等	段のある 出入口
多数の者が利用する出入口（直接地上へ通ずる出入口を除く。）	幅 90cm 以上のもの 幅 90cm 未満のもの	
直接地上へ通ずる出入口	幅 120cm 以上のもの 幅 90cm 以上 120cm 未満のもの 幅 90cm 未満のもの	

(注意)

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図に記入した出入口の記号等を記入してください。

② 廊下等

	平面図番号等
突出物	
休憩用の設備	

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置が分かるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したそれぞれの記号等を記入してください。
2. 突出物を設けている場合においては、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう講じた措置がわかる資料を別に添付してください。
3. 廊下等及び点状フロツク等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分については、点状フロツク等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別におかるように資料を作成してください。

2 建築物特定施設の構造及び配置に関する事項

① 出入口

	平面図 番号等	段のある 出入口
多数の者が利用する出入口（直接地上へ通ずる出入口を除く。）	幅 90cm 以上のもの 幅 90cm 未満のもの	
直接地上へ通ずる出入口	幅 120cm 以上のもの 幅 90cm 以上 120cm 未満のもの 幅 90cm 未満のもの	

(注意)

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図に記入した出入口の記号等を記入してください。

② 廊下等

	平面図番号等
突出物	
休憩用の設備	

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置が分かるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したそれぞれの記号等を記入してください。
2. 突出物を設けている場合においては、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう講じた措置がわかる資料を別に添付してください。
3. 廊下等及び点状フロツク等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分については、点状フロツク等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別におかるように資料を作成してください。

③ 階段 (第四面)

	平面図番号等	縦断面図番号
階段		

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した階段の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該階段の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 階段及び点状フロッグ等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、段がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状フロッグ等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別におかるように資料を作成してください。

④ 階段に代わり、又はこれに伴設する傾斜路

	平面図番号等	縦断面図番号
階段に代わり、又はこれに伴設する傾斜路		

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した傾斜路の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該傾斜路の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 傾斜路及び点状フロッグ等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状フロッグ等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別におかるように資料を作成してください。

③ 階段 (第四面)

	平面図番号等	縦断面図番号
階段		

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した階段の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該階段の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 階段及び点状フロッグ等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、段がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状フロッグ等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別におかるように資料を作成してください。

④ 階段に代わり、又はこれに伴設する傾斜路

	平面図番号等	縦断面図番号
階段に代わり、又はこれに伴設する傾斜路		

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した傾斜路の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該傾斜路の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 傾斜路及び点状フロッグ等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状フロッグ等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別におかるように資料を作成してください。

⑤ エレベーターその他の昇降機 (第五面)

	配置図・平面 図番号等	構造詳細図番号
エレベーター		
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機		

	当該装置が設けら れるエレベーター	提示する情報の内容	
		か	ご 内 乗降ロビー
音声により情報を提供する装置			

(注意)

1. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図内に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等を記入するとともに、当該エレベーターその他の昇降機の表示方法についてわかる資料を添付してください。構造詳細図番号等の欄には、当該エレベーターその他の昇降機の構造詳細図の番号を配置図・平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 当該装置が設けられているエレベーターの欄には、音声により情報を提供する装置が設けられたエレベーターについて、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターの記号等を記入し、提示する情報の内容の欄には、当該装置の音声により提供される情報の内容を、当該装置の設けられる場所に応じて、かご内及び乗降ロビーの欄に、それぞれ記入してください。

⑤ エレベーターその他の昇降機 (第五面)

	配置図・平面 図番号等	構造詳細図番号
エレベーター		
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機		

	当該装置が設けら れるエレベーター	提示する情報の内容	
		か	ご 内 乗降ロビー
音声により情報を提供する装置			

(注意)

1. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図内に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等を記入するとともに、当該エレベーターその他の昇降機の表示方法についてわかる資料を添付してください。構造詳細図番号等の欄には、当該エレベーターその他の昇降機の構造詳細図の番号を配置図・平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 当該装置が設けられているエレベーターの欄には、音声により情報を提供する装置が設けられたエレベーターについて、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターの記号等を記入し、提示する情報の内容の欄には、当該装置の音声により提供される情報の内容を、当該装置の設けられる場所に応じて、かご内及び乗降ロビーの欄に、それぞれ記入してください。

⑥ 便所 (第六面)

階	便所の総数	車椅子使用者用便房数

	平面図番号等	構造詳細図番号
車椅子使用者用便房のある便所		
水洗器具を設けた便房がある便所		
腰掛便座及び手すりの設けられた便房がある便所 (車椅子使用者用便房のある便所を除く。)		
床置き式の小便器、壁掛式の小便器 (受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。) その他これらに類する小便器がある便所		

(注意)

1. 便房の総数の欄には、多数の者が利用する全便房 (特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全便房) における便房 (車椅子使用者用便房を含む。) の総数を記入してください。
2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した便房の記号等を記入するとともに、車椅子使用者用便房又は水洗器具を設けた便房の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該便所の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

⑦ 車椅子使用者用客室

客室の総数	車椅子使用者用客室数

	平面図番号等
車椅子使用者用客室	

(注意)

1. 客室の総数の欄には、ホテル又は旅館の客室の総数を記入してください。
2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子使用者用客室の記号等を記入してください。

⑥ 便所 (第六面)

階	便所の総数	車いす使用者用便房数

	平面図番号等	構造詳細図番号
車いす使用者用便房のある便所		
水洗器具を設けた便房がある便所		
腰掛便座及び手すりの設けられた便房がある便所 (車いす使用者用便房のある便所を除く。)		
床置き式の小便器、壁掛式の小便器 (受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。) その他これらに類する小便器がある便所		

(注意)

1. 便房の総数の欄には、多数の者が利用する全便房 (特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全便房) における便房 (車いす使用者用便房を含む。) の総数を記入してください。
2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した便房の記号等を記入するとともに、車いす使用者用便房又は水洗器具を設けた便房の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該便所の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

⑦ 車いす使用者用客室

客室の総数	車いす使用者用客室数

	平面図番号等
車いす使用者用客室	

(注意)

1. 客室の総数の欄には、ホテル又は旅館の客室の総数を記入してください。
2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車いす使用者用客室の記号等を記入してください。

⑧ 敷地内の通路 (第七面)

	配 置 図	縦断面図番号
段		
傾斜路		

(注意)

1. 配置図の欄には、配置図内の位置が分かるように、配置図に記入したそれぞれの記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、段並びに傾斜路及びその頭場の構造を示す縦断面図の番号を配置図の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 敷地内の通路の床材の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。
3. 地形が著しく特殊な場合においては、当該地形の特殊性がわかる資料を別に添付してください。

⑨ 駐車場

全駐車台数	重椅子使用者用駐車施設数

	配置図・平面図番号等
重椅子使用者用駐車施設	

(注意)

1. 全駐車台数の欄には、多数の者が利用する全駐車場（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全駐車場）の駐車台数（重椅子使用者用駐車施設数を含む。）の合計を記入してください。
2. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図内又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入した重椅子使用者用駐車施設の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した重椅子使用者用駐車施設の記号等とともに、重椅子使用者用駐車施設の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。

⑧ 敷地内の通路 (第七面)

	配 置 図	縦断面図番号
段		
傾斜路		

(注意)

1. 配置図の欄には、配置図内の位置が分かるように、配置図に記入したそれぞれの記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、段並びに傾斜路及びその頭場の構造を示す縦断面図の番号を配置図の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 敷地内の通路の床材の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。
3. 地形が著しく特殊な場合においては、当該地形の特殊性がわかる資料を別に添付してください。

⑨ 駐車場

全駐車台数	車いす使用者用駐車施設数

	配置図・平面図番号等
車いす使用者用駐車施設	

(注意)

1. 全駐車台数の欄には、多数の者が利用する全駐車場（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全駐車場）の駐車台数（車いす使用者用駐車施設数を含む。）の合計を記入してください。
2. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図内又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入した車いす使用者用駐車施設の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車いす使用者用駐車施設の記号等とともに、車いす使用者用駐車施設の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。

(第八面)		
⑧ 浴室等		
	平面図番号等	構造詳細図番号
	車椅子使用者用浴室等	

(注意)

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子使用者用浴室等の記号等を記入し、構造詳細図番号の欄には、当該浴室等の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

⑩ 案内設備までの経路		
	配置図・平面図番号等	
案内設備		
音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備	有	無

(注意)

1. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図内に記入した案内設備の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した案内設備の記号等を記入するとともに、案内設備の概要がわかる資料を別に添付してください。
2. 案内設備までの経路及び機械フロック等又は点字フロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、案内設備までの経路の部分については、機械フロック等又は点字フロック等に換する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。
3. 音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の有無の欄で「有」を○印で囲んだ場合においては、当該装置の概要がわかる資料を別に添付してください。

(第八面)		
⑧ 浴室等		
	平面図番号等	構造詳細図番号
	車いす使用者用浴室等	

(注意)

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車いす使用者用浴室等の記号等を記入し、構造詳細図番号の欄には、当該浴室等の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

⑩ 案内設備までの経路		
	配置図・平面図番号等	
案内設備		
音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備	有	無

(注意)

1. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図内に記入した案内設備の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した案内設備の記号等を記入するとともに、案内設備の概要がわかる資料を別に添付してください。
2. 案内設備までの経路及び機械フロック等又は点字フロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、案内設備までの経路の部分については、機械フロック等又は点字フロック等に換する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。
3. 音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の有無の欄で「有」を○印で囲んだ場合においては、当該装置の概要がわかる資料を別に添付してください。

(第九面)

3. 建築物特定施設の維持保全に関する事項
(1) 維持保全に関する責任範囲及び実施体制

1	所有者の氏名又は名称	
2	管理者の氏名又は名称	
3	維持保全責任者の氏名又は名称	
4	維持保全業務の委託 (① 委託先の名称) (② 委託業務内容)	する ・ しない
5	維持保全計画の作成予定等	

(注意)

1. 1 欄から 4 欄までは、特定建築物の建築等の事業の完了後について記入し、未定の場合は空欄にしておいてください。
2. 4 欄は、維持保全業務の委託について「する」又は「しない」のうち該当するものを○印で囲んでください。「する」を○印で囲んだ場合にのみ①②について記入してください。
3. 5 欄は、1 欄から 4 欄までが未定の場合において、今後どのようにして維持保全計画を作成するかについて、維持保全計画作成までの認定申請者の維持保全に関する責任範囲を含めて記入してください。
- (2) 維持保全業務の概要

建築物特定施設	維持保全業務の内容

(注意)

維持保全業務の内容の欄には、建築物特定施設ごとに、定期的な点検の点検計画、修繕の実施計画等維持保全業務の内容として予定していることを記入してください。

(第九面)

3. 建築物特定施設の維持保全に関する事項
(1) 維持保全に関する責任範囲及び実施体制

1	所有者の氏名又は名称	
2	管理者の氏名又は名称	
3	維持保全責任者の氏名又は名称	
4	維持保全業務の委託 (① 委託先の名称) (② 委託業務内容)	する ・ しない
5	維持保全計画の作成予定等	

(注意)

1. 1 欄から 4 欄までは、特定建築物の建築等の事業の完了後について記入し、未定の場合は空欄にしておいてください。
2. 4 欄は、維持保全業務の委託について「する」又は「しない」のうち該当するものを○印で囲んでください。「する」を○印で囲んだ場合にのみ①②について記入してください。
3. 5 欄は、1 欄から 4 欄までが未定の場合において、今後どのようにして維持保全計画を作成するかについて、維持保全計画作成までの認定申請者の維持保全に関する責任範囲を含めて記入してください。
- (2) 維持保全業務の概要

建築物特定施設	維持保全業務の内容

(注意)

維持保全業務の内容の欄には、建築物特定施設ごとに、定期的な点検の点検計画、修繕の実施計画等維持保全業務の内容として予定していることを記入してください。

4. 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画 (第十面)

	内 訳	金 額 (百万円)
支 出	建築費 用途取得造成費 事務費 借入金利息 〇 〇 〇 計	
収 入	自己資金 借入金 (借入先) 〇 〇 〇 計	()

5. 特定建築物の建築等の事業の実施時期

【事業の着手の予定年月日】	年 月 日
【事業の完了の予定年月日】	年 月 日

4. 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画 (第十面)

	内 訳	金 額 (百万円)
支 出	建築費 用途取得造成費 事務費 借入金利息 〇 〇 〇 計	
収 入	自己資金 借入金 (借入先) 〇 〇 〇 計	()

5. 特定建築物の建築等の事業の実施時期

【事業の着手の予定年月日】	年 月 日
【事業の完了の予定年月日】	年 月 日

第五号の二様式（第十四条の五関係）

(新設)

第五号の二様式（第14条の五関係）（日本工規規格A列4番）

移動等円滑化区域内外における行為の届出書

殿

年 月 日

届出者 住所

氏名

印

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の6第1項の規定に基づき、

{ 旅客施設の建設 改良 改築 修繕 }
{ 道 路の新設 改良 修繕 }
について、下記のとおり届け出ます。

記

- | | |
|---------------|-------|
| 1 行為の場所 | |
| 2 行為の着手予定年月日 | 年 月 日 |
| 3 行為の完了予定年月日 | 年 月 日 |
| 4 設計又は施行方法の概要 | |

備考

- 一 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 二 届出者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

第五号の三様式（第14条の8関係）（日本工業規格A列4番）

移動等円滑化区域内における行為の変更届出書

年 月 日

殿

届出者 住所

氏名

印

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の6第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記のとおり届け出ます。

記

- | | | | | |
|---|-------------------|---|---|---|
| 1 | 当初の届出年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 変更部分に係る行為の着手予定年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 変更部分に係る行為の完了予定年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 4 | 変更の内容 | | | |

備考

- 一 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 二 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 三 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

第7号様式（第23条関係）（日本工業規格A列4番）

移動等円滑化実績等報告書（鉄道駅）

（ 年度）

住 所
事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

1. 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

（ 年3月31日現在）

路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者の数	有人駅、無人駅の別	公共交通移動等円滑化基準適合の有無	段差への対応	プラットフォームの数	段差が解消されているプラットフォームの数	エレベーターの設置基数	エスカレーターの設置基数	その他の昇降機の設置基数	傾斜路の設置箇所数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の有無	障害者対応型便所の設置の有無	障害者対応型改札口の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	車椅子利用者の円滑な乗降が可能なプラットフォームの数	転落防止のための設備の有無
鉄道駅 の 名称								基 ()	基 ()	基	箇所 ()							
駅	線	県	市	人														
(合計) 計 駅					駅	駅	駅	基 ()	基 ()	基	箇所 ()	駅	駅	駅	駅	駅	駅	駅

2. 鉄道駅の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる鉄道駅	計画内容 (目標、計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。)
前年度の計画からの変更内容	

第7号様式（第23条関係）（日本工業規格A列4番）

移動等円滑化実績等報告書（鉄道駅）

（ 年度）

住 所
事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

1. 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

（ 年3月31日現在）

鉄道駅の 名称	路線名	所在都 道府県 市町村	一日当 たりの 利用者 数	有人駅 、無人 駅の別	公共交 通移動 等円滑 化基準 適合の 有無	段差へ の対応	プラット ホーム の数	段差が解 消されて いるプラ ットホー ムの数	エレベ ーター の設置 基数	エスカ レータ ーの設 置基数	その他 昇降機 の設置 基数	傾斜路 の設置 箇所数	視覚障 害者誘 導用ブ ロック の設置 の有無	案内設 備の有 無	障害者 対応型 便所の 設置の 有無	障害者 対応型 改札口 の設置 の有無	障害者 対応機 券売機 の設置 の有無	車椅子使 用者の円 滑な乗降 が可能な プラット ホームの 数	転落防止 のための 設備の有 無
駅	線	県	市	人					基 ()	基 ()	基	箇所 ()							
(合計) 計 駅					駅	駅	駅		基 ()	基 ()	基	箇所 ()	駅	駅	駅	駅	駅	駅	駅

2. 鉄道駅の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる鉄道駅	計画内容 (目標、計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。)
前年度の計画からの変更内容	

(第7号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

(第7号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
 8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第8項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
 9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
 11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
-

-
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所（公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第14号及び第16号様式を除き、以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口（公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機（公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
18. 本様式に係る報告事項については、法第2条第4号に掲げる者のうち鉄道駅を設置したものが、法第2条第4号イに掲げる者に当該鉄道駅を貸し付け、又は有償で利用させる場合であって、当該鉄道駅についていずれか一方の公共交通事業者等により報告が行われる場合には、他方の公共交通事業者等は、その旨を記載することにより、当該事項の記載を省略することができる。
-

12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所（公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第14号及び第16号様式を除き、以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口（公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機（公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
16. 車いす使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
18. 本様式に係る報告事項については、法第2条第4号に掲げる者のうち鉄道駅を設置したものが、法第2条第4号イに掲げる者に当該鉄道駅を貸し付け、又は有償で利用させる場合であって、当該鉄道駅についていずれか一方の公共交通事業者等により報告が行われる場合には、他方の公共交通事業者等は、その旨を記載することにより、当該事項の記載を省略することができる。
-

第8号様式（第23条関係）（日本工業規格A列4番）

移動等円滑化実績等報告書（鉄道車両）

（ 年度）

住 所

事業者名

代表者名（役職名及び氏名）

1. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

（ 年3月31日現在）

鉄道の種類	事業の用に供している編成数	年度内に供用を開始した編成数	年度内に供用を廃止した編成数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数	車椅子スペースのある編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数	案内設備のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
	(編成両)	(編成両)	(編成両)	(編成両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合 計)	(編成両)	(編成両)	(編成両)	(編成両)	編成	編成	編成	編成	編成

2. 鉄道車両の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる鉄道車両	計画内容 (目標、計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。)
前年度の計画からの変更内容	

第8号様式（第23条関係）（日本工業規格A列4番）

移動等円滑化実績等報告書（鉄道車両）

（ 年度）

住 所

事業者名

代表者名（役職名及び氏名）

1. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

（ 年3月31日現在）

鉄道の種類	事業の用に供している編成数	年度内に供用を開始した編成数	年度内に供用を廃止した編成数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数	車いすスペースのある編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内設備のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
	(編成両)	(編成両)	(編成両)	(編成両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合 計)	(編成両)	(編成両)	(編成両)	(編成両)	編成	編成	編成	編成	編成

2. 鉄道車両の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる鉄道車両	計画内容 (目標、計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。)
前年度の計画からの変更内容	

(第8号様式)

- 注1. 鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道（特急等車両）、普通鉄道（その他）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。
2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合している編成の数を記入すること。
3. 車椅子スペースのある編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第3項及び第5項の基準に適合している編成の数を記入すること。
4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。

(第8号様式)

- 注1. 鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道（特急等車両）、普通鉄道（その他）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。
2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合している編成の数を記入すること。
3. 車いすスペースのある編成数の欄、便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第3項及び第5項の基準に適合している編成の数を記入すること。
4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。
-

第9号様式（第23条関係）（日本工業規格A列4番）

移動等円滑化実績等報告書（軌道停留場）

（ 年度）

住 所
事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

1. 軌道停留場の移動等円滑化の達成状況（軌道停留場ごとに記入）

（ 年3月31日現在）

軌道停留場の名称	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人停留場、無人停留場の別	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	段差への対応	乗降場の数	段差が解消されている乗降場の数	エレベーターの設置基数	エスカレーターの設置基数	その他の昇降機の設置基数	傾斜路の設置箇所数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の設置の有無	障害者対応型の便所の設置の有無	障害者対応型の改札口の設置の有無	障害者対応型の券売機の設置の有無	車椅子使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数	転落防止のための設備の設置の有無
駅	線	県	市	人					基 ()	基 ()	基	箇所 ()							
(合計)計 停留場					停留場	停留場	停留場		基 ()	基 ()	基	箇所 ()	停留場	停留場	停留場	停留場	停留場		停留場

2. 軌道停留場の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる軌道停留場	計画内容 (目標、計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。)
前年度の計画からの変更内容	

第9号様式（第23条関係）（日本工業規格A列4番）

移動等円滑化実績等報告書（軌道停留場）

（ 年度）

住 所
事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

1. 軌道停留場の移動等円滑化の達成状況（軌道停留場ごとに記入）

（ 年3月31日現在）

軌道停留場の名称	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人停留場、無人停留場の別	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	段差への対応	乗降場の数	段差が解消されている乗降場の数	エレベーターの設置基数	エスカレーターの設置基数	その他の昇降機の設置基数	傾斜路の設置箇所数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の設置の有無	障害者対応型の便所の設置の有無	障害者対応型の改札口の設置の有無	障害者対応型の券売機の設置の有無	車椅子使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数	転落防止のための設備の設置の有無
駅	線	県	市	人					基 ()	基 ()	基	箇所 ()							
(合計)計 停留場					停留場	停留場	停留場		基 ()	基 ()	基	箇所 ()	停留場	停留場	停留場	停留場	停留場		停留場

2. 軌道停留場の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる軌道停留場	計画内容 (目標、計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。)
前年度の計画からの変更内容	

(第9号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる停留場は1停留場として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人停留場、無人停留場の別の欄には、当該停留場が無人停留場である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該停留場が公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. 乗降場の数の欄には、当該停留場に設置されている乗降場の総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されている乗降場の数の欄には、停留場の出入口とそれぞれの乗降場との間の経路の段差が解消されている乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該停留場に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

(第9号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる停留場は1停留場として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人停留場、無人停留場の別の欄には、当該停留場が無人停留場である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該停留場が公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 5. 乗降場の数の欄には、当該停留場に設置されている乗降場の総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 6. 段差が解消されている乗降場の数の欄には、停留場の出入口とそれぞれの乗降場との間の経路の段差が解消されている乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 7. エレベーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
 8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第8項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
 9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該停留場に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
 11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
-

-
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
 13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該停留場に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
 14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該停留場に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
 15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該停留場に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
 16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合している乗降場の数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
 17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
-

12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
 13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該停留場に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
 14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該停留場に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
 15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該停留場に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
 16. 車いす使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合している乗降場の数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
 17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
-

第10号様式（第23条関係）（日本工業規格A列4番）

移動等円滑化実績等報告書（軌道車両）

（ 年度）

住 所
事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

1. 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

（ 年3月31日現在）

軌道の種類	事業の用に供している編成数	年度内に供用を開始した編成数	年度内に供用を廃止した編成数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数	車椅子スペースのある編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数	案内設備のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
	(編成両)	(編成両)	(編成両)	(編成両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合 計)	(編成両)	(編成両)	(編成両)	(編成両)	編成	編成	編成	編成	編成

2. 軌道車両の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる軌道車両	計画内容 (目標、計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。)
前年度の計画からの変更内容	

第10号様式（第23条関係）（日本工業規格A列4番）

移動等円滑化実績等報告書（軌道車両）

（ 年度）

住 所
事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

1. 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

（ 年3月31日現在）

軌道の種類	事業の用に供している編成数	年度内に供用を開始した編成数	年度内に供用を廃止した編成数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数	車いすスペースのある編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内設備のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
	(編成両)	(編成両)	(編成両)	(編成両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合 計)	(編成両)	(編成両)	(編成両)	(編成両)	編成	編成	編成	編成	編成

2. 軌道車両の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる軌道車両	計画内容 (目標、計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。)
前年度の計画からの変更内容	

(第10号様式)

- 注1. 軌道の種類の欄には、普通（特急等車両）、普通（その他）、懸垂式、跨座式、案内軌条式、無軌条電車又は浮上式の別を記入すること。
2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合している編成の数を記入すること。
3. 車椅子スペースのある編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第3項及び第5項の基準に適合している編成の数を記入すること。
4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。

(第10号様式)

- 注1. 軌道の種類の欄には、普通（特急等車両）、普通（その他）、懸垂式、跨座式、案内軌条式、無軌条電車又は浮上式の別を記入すること。
2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合している編成の数を記入すること。
3. 車いすスペースのある編成数の欄、便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第3項及び第5項の基準に適合している編成の数を記入すること。
4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。

第11号様式（第23条関係）（日本工業規格A列4番）

移動等円滑化実績等報告書（バス車両）

（ 年度）

住 所
事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

1. バス車両の移動等円滑化の達成状況

（ 年3月31日現在）

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数					公共交通移動等円滑化基準省令に 適合していない車両数			
		計	ノンステップバスの車両数	リンスステップバスの車両数	計	その他の車両数		計	基準適用除外 認定車両数	その他の車両 数
						スロープ板を 備えたもの	リフトを備え たもの			
前年度車両数										
年度内に供用を 開始した車両数										
年度内に供用を 廃止した車両数										
年度末車両数										

第11号様式（第23条関係）（日本工業規格A列4番）

移動等円滑化実績等報告書（バス車両）

（ 年度）

住 所
事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

1. バス車両の移動等円滑化の達成状況

（ 年3月31日現在）

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数					公共交通移動等円滑化基準省令に 適合していない車両数			
		計	ノンステップバスの車両数	リンスステップバスの車両数	計	その他の車両数		計	基準適用除外 認定車両数	その他の車両 数
						スロープ板を 備えたもの	リフトを備え たもの			
前年度車両数										
年度内に供用を 開始した車両数										
年度内に供用を 廃止した車両数										
年度末車両数										

2. バス車両の移動等円滑化のための事業の計画

対象となるバス車両	計画内容
	(目標、計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。)
前年度の計画からの変更内容	

(第11号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。

3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。

4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。

5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちリフトを備えているものの車両数を記入すること。

6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちリフトを備えているものの車両数を記入すること。

2. バス車両の移動等円滑化のための事業の計画

対象となるバス車両	計画内容
	(目標、計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。)
前年度の計画からの変更内容	

(第11号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。

3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。

4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。

5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちリフトを備えているものの車両数を記入すること。

6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちリフトを備えているものの車両数を記入すること。

第13号様式（第23条関係）（日本工業規格A列4番）

移動等円滑化実績等報告書（福祉タクシー車両）

（ 年度）

住 所
事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

1. 福祉タクシー車両の移動等円滑化の達成状況

（ 年3月31日現在）

	計	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数			
		車椅子対応車数	寝台対応車数	兼用車数	回転シート車数
前年度車両数					
年度末車両数					

2. 福祉タクシー車両の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる福祉タクシー車両	計画内容 （目標、計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。）
前年度の計画からの変更内容	

（第13号様式）

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項又は第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. 車椅子対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車椅子使用者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。

3. 寝台対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、寝台等を使用している者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。

4. 兼用車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車椅子使用者及び寝台等を使用している者のいずれをも輸送することができる車両の合計数を記入すること。

5. 回転シート車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。

第13号様式（第23条関係）（日本工業規格A列4番）

移動等円滑化実績等報告書（福祉タクシー車両）

（ 年度）

住 所
事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

1. 福祉タクシー車両の移動等円滑化の達成状況

（ 年3月31日現在）

	計	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数			
		車いす対応車数	寝台対応車数	兼用車数	回転シート車数
前年度車両数					
年度末車両数					

2. 福祉タクシー車両の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる福祉タクシー車両	計画内容 （目標、計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。）
前年度の計画からの変更内容	

（第13号様式）

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項又は第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. 車いす対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車いす使用者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。

3. 寝台対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、寝台等を使用している者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。

4. 兼用車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車いす使用者及び寝台等を使用している者のいずれをも輸送することができる車両の合計数を記入すること。

5. 回転シート車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。

第14号様式（第23条関係）（日本工業規格A列4番）

移動等円滑化実績等報告書（船舶）

（ 年度）

住 所
事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

1. 船舶の移動等円滑化の達成状況（船舶ごとに記入）

（ 年3月31日現在）

船 名	船種	総トン数	旅客 定 員	建造年月日	就航航路	供用開始年月	公共交通移動 等円滑化基準 省令適合の有 無	乗降用設備 への対応	基準適合客 席の設置数	車椅子スベ ースの設置 数	乗降口と客 席との間の 経路の対応
		総トン		年 月 日	港～ 港間	年 月			席		
(合 計) 計 隻								隻	隻	席	隻
客席と船内旅客用 設備との間の経路 の対応	エレベーターの設 置基数	エスカレー ターの設置 基数	その他の昇降 機の設置基数	便所への対応	食堂への対応	売店への対応	遊歩甲板へ の対応	点状プロッ クの設置の 有無	運航情報提 供設備の設 置の有無	案内設備の 設置の有無	
	(基)	(基)	基								
隻	(基)	(基)	基	隻	隻	隻	隻	隻	隻	隻	隻

第14号様式（第23条関係）（日本工業規格A列4番）

移動等円滑化実績等報告書（船舶）

（ 年度）

住 所
事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

1. 船舶の移動等円滑化の達成状況（船舶ごとに記入）

（ 年3月31日現在）

船 名	船種	総トン数	旅客 定 員	建造年月日	就航航路	供用開始年月	公共交通移動 等円滑化基準 省令適合の有 無	乗降用設備 への対応	基準適合客 席の設置数	車椅子スベ ースの設置 数	乗降口と客 席との間の 経路の対応
		総トン		年 月 日	港～ 港間	年 月			席		
(合 計) 計 隻								隻	隻	席	隻
客席と船内旅客用 設備との間の経路 の対応	エレベーターの設 置基数	エスカレー ターの設置 基数	その他の昇降 機の設置基数	便所への対応	食堂への対応	売店への対応	遊歩甲板へ の対応	点状プロッ クの設置の 有無	運航情報提 供設備の設 置の有無	案内設備の 設置の有無	
	(基)	(基)	基								
隻	(基)	(基)	基	隻	隻	隻	隻	隻	隻	隻	隻

2. 旅客船の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる旅客船	計画内容
	(目標、計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。)
前年度の計画からの変更内容	

(第14号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該船舶が公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

2. 乗降用設備への対応の欄には、当該船舶に乗降用設備が設置されていない場合は一印を、乗降用設備が設置されており、かつ、障害者対応型乗降用設備（公共交通移動等円滑化基準省令第47条の基準に適合する乗降用設備をいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型乗降用設備が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 基準適合客席の設置数の欄には、当該船舶に設置された基準適合客席（公共交通移動等円滑化基準省令第49条第1項又は第2項の基準に適合する客席をいう。以下同じ。）の設置数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
4. 車椅子スペースの設置数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第50条の規定により設けられた車椅子スペースの設置数を記入すること。
5. 乗降口と客席との間の経路の対応の欄には、船舶の乗降口と客席との間の経路について、公共交通移動等円滑化基準省令第48条、第51条第1項及び第3項、第52条並びに第53条第1項から第5項までのすべての基準に適合する場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
6. 客席と船内旅客用設備との間の経路の対応の欄には、客席と公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項の船内旅客用設備との間の経路について、公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項及び第3項、第52条並びに第53条第6項及び第7項の基準に適合する場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該船舶に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第53条第2項及び第3項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該船舶に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第53条第4項及び第5項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。

2. 旅客船の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる旅客船	計画内容
	(目標、計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。)
前年度の計画からの変更内容	

(第14号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該船舶が公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

2. 乗降用設備への対応の欄には、当該船舶に乗降用設備が設置されていない場合は一印を、乗降用設備が設置されており、かつ、障害者対応型乗降用設備（公共交通移動等円滑化基準省令第47条の基準に適合する乗降用設備をいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型乗降用設備が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 基準適合客席の設置数の欄には、当該船舶に設置された基準適合客席（公共交通移動等円滑化基準省令第49条第1項又は第2項の基準に適合する客席をいう。以下同じ。）の設置数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
4. 重いスペースの設置数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第50条の規定により設けられた重いスペースの設置数を記入すること。
5. 乗降口と客席との間の経路の対応の欄には、船舶の乗降口と客席との間の経路について、公共交通移動等円滑化基準省令第48条、第51条第1項及び第3項、第52条並びに第53条第1項から第5項までのすべての基準に適合する場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
6. 客席と船内旅客用設備との間の経路の対応の欄には、客席と公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項の船内旅客用設備との間の経路について、公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項及び第3項、第52条並びに第53条第6項及び第7項の基準に適合する場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該船舶に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第53条第2項及び第3項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該船舶に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第53条第4項及び第5項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。

-
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
10. 便所への対応の欄には、当該船舶に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所（公共交通移動等円滑化基準省令第54条の基準に適合するものをいう。以下この様式において同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
11. 食堂への対応の欄には、当該船舶に食堂が設置されていない場合は一印を、食堂が設置されており、かつ、障害者対応型食堂（公共交通移動等円滑化基準省令第55条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型食堂が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
12. 売店への対応の欄には、当該船舶に売店が設置されていない場合は一印を、売店が設置されており、かつ、障害者対応型売店（公共交通移動等円滑化基準省令第56条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型売店が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
13. 遊歩甲板への対応の欄には、当該船舶に公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項の遊歩甲板（以下「遊歩甲板」という。）が設置されていない場合は一印を、遊歩甲板が設置されており、かつ、障害者対応型遊歩甲板（公共交通移動等円滑化基準省令第57条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型遊歩甲板が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
14. 点状ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第58条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
15. 運航情報提供設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第59条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
16. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第60条に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
17. 2 から 6 まで及び10から16までについては、公共交通移動等円滑化基準省令第61条第2項の認定を受けていることにより基準への適用が除外されているものには「免除」と記入すること。
-

9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
10. 便所への対応の欄には、当該船舶に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所（公共交通移動等円滑化基準省令第54条の基準に適合するものをいう。以下この様式において同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
11. 食堂への対応の欄には、当該船舶に食堂が設置されていない場合は一印を、食堂が設置されており、かつ、障害者対応型食堂（公共交通移動等円滑化基準省令第55条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型食堂が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
12. 売店への対応の欄には、当該船舶に売店が設置されていない場合は一印を、売店が設置されており、かつ、障害者対応型売店（公共交通移動等円滑化基準省令第56条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型売店が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
13. 遊歩甲板への対応の欄には、当該船舶に公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項の遊歩甲板（以下「遊歩甲板」という。）が設置されていない場合は一印を、遊歩甲板が設置されており、かつ、障害者対応型遊歩甲板（公共交通移動等円滑化基準省令第57条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型遊歩甲板が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
14. 点状ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第58条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
15. 運航情報提供設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第59条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
16. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第60条に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
17. 2 から 6 まで及び10から16までについては、公共交通移動等円滑化基準省令第61条第2項の認定を受けていることにより基準への適用が除外されているものには「免除」と記入すること。
-

第16号様式（第23条関係）（日本工業規格A列4番）

移動等円滑化実績等報告書（航空機）

（ 年度）

住 所

事業者名

代表者名（役職名及び氏名）

1. 航空機の移動等円滑化の達成状況

（ 年3月31日現在）

事業の用に供している航空機数	年度内に新たに供用を開始した航空機数	年度内に供用を廃止した航空機数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した航空機数	客席数が30以上の航空機数	可動式ひじ掛けのある航空機数	運航情報提供設備を備えた航空機数	客席数が60以上の航空機数	車椅子を備えた航空機数	通路が2以上の航空機数	障害者対応型便所を備えた航空機数
機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機

2. 航空機の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる航空機	計画内容 （目標、計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。）
前年度の計画からの変更内容	

（第16号様式）

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した航空機数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合している航空機の数を入力すること。

2. 可動式ひじ掛けのある航空機数の欄には、客席数が30以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第64条の基準に適合しているものの数を入力すること。

3. 運航情報提供設備を備えた航空機数の欄には、客席数が30以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第66条の基準に適合しているものの数を入力すること。

4. 車椅子を備えた航空機数の欄には、客席数が60以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第65条の基準に適合しているものの数を入力すること。

5. 障害者対応型便所を備えた航空機数の欄には、通路が2以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第67条の基準に適合しているものの数を入力すること。

第16号様式（第23条関係）（日本工業規格A列4番）

移動等円滑化実績等報告書（航空機）

（ 年度）

住 所

事業者名

代表者名（役職名及び氏名）

1. 航空機の移動等円滑化の達成状況

（ 年3月31日現在）

事業の用に供している航空機数	年度内に新たに供用を開始した航空機数	年度内に供用を廃止した航空機数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した航空機数	客席数が30以上の航空機数	可動式ひじ掛けのある航空機数	運航情報提供設備を備えた航空機数	客席数が60以上の航空機数	車椅子を備えた航空機数	通路が2以上の航空機数	障害者対応型便所を備えた航空機数
機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機

2. 航空機の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる航空機	計画内容 （目標、計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。）
前年度の計画からの変更内容	

（第16号様式）

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した航空機数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合している航空機の数を入力すること。

2. 可動式ひじ掛けのある航空機数の欄には、客席数が30以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第64条の基準に適合しているものの数を入力すること。

3. 運航情報提供設備を備えた航空機数の欄には、客席数が30以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第66条の基準に適合しているものの数を入力すること。

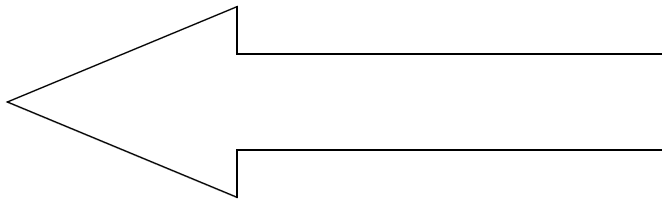
4. 車椅子を備えた航空機数の欄には、客席数が60以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第65条の基準に適合しているものの数を入力すること。

5. 障害者対応型便所を備えた航空機数の欄には、通路が2以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第67条の基準に適合しているものの数を入力すること。

（移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準を定める省令の一部改正）

第二条 移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての同条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設（市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ず一時的に設けられる工事用板囲その他の工事用施設及び災害による復旧工事その他緊急を要する工事に伴い一時的に設けられる工作物、物件又は施設を除く。以下「工作物等」という。）に関する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十條第六項の移動等円滑化のために必要な基準は、次のとおりとする。 一・二（略）
改正前	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての同条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設（市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ず一時的に設けられる工事用板囲その他の工事用施設及び災害による復旧工事その他緊急を要する工事に伴い一時的に設けられる工作物、物件又は施設を除く。以下「工作物等」という。）に関する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十條第五項の移動等円滑化のために必要な基準は、次のとおりとする。 一・二（略）

附 則

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十一月一日）から施行する。